

平成 28 年度 紀勢地区広域消防組合

人事行政の運営等の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 新規採用試験【競争試験】 【平成 28 年 4 月 1 日採用】

職 種	試験区分	採 用 者 数		
		男 性	女 性	計
消 防 職	初 級	0 人	0 人	0 人

(2) 退職者数【平成 28 年度中】

区 分	定年退職	応募認定退職	普通退職等	計
消 防 職	0 人	0 人	3 人	3 人

(3) 職員数【平成 28 年 4 月 1 日現在】

条例定数	職 員 数	比 率
92 人	92 人（うち派遣職員 1 人）	100%

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況【平成 28 年度一般会計決算】

管内人口 (H28.4.1)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件费率 (B/A)
25,007 人	817,901 千円	21,111 千円	666,827 千円	81.5%

(注) 人件費には、特別職に支給される報酬が含まれています。

(2) 職員給与費の状況【平成 28 年度一般会計決算】

職員数 (A)	給 料	職員手当	期末手当 勤勉手当	計 (B)	一人当たり 給与費 (A/B)
91 人	312,443 千円	66,472 千円	120,458 千円	499,373 千円	5,488 千円

(注) 職員手当には退職手当、児童手当は含まれていません。

(注) 派遣職員 1 名の給与は含まれていません。

(注) 特別職に支給される報酬は含まれていません。

(3) 職員の初任給の状況【平成28年4月1日現在】

区 分	初 任 給	採用2年経過日給料額
一般行政職員（大学卒）	167,600 円	183,300 円
一般行政職員（短大卒）	155,800 円	166,200 円
一般行政職員（高校卒）	146,100 円	154,500 円

(注) 採用試験に合格し、学校卒業後直ちに採用された者の初任給と、その者が2年後に受けることとなる給料額について掲げたものである。

(4) 一般行政職員の経験年数別・学歴別平均給料【平成28年4月1日現在】

経験年数 10年～14年	経験年数 15年～19年	経験年数 20年～24年
224,900 円	263,100 円	302,900 円

(5) 一般行政職員の級別職員数の状況（派遣職員を除く。）【平成28年4月1日現在】

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
標準的な職務内容	係 員	副 主 任 係 員	担 当 官 係 長 主 査 主 任	課長補佐 副署長 署長補佐 分署長 出張所長 担当官	次 長 参 事 課 室 署 特 命 監	消 防 長	
職員数	13 人	9 人	57 人	8 人	3 人	1 人	91 人
構成比	14.3%	9.9%	62.6%	8.8%	3.3%	1.1%	100%

(6) 年齢別職員構成の状況（派遣職員を除く。）【平成28年4月1日現在】

年齢区分	職員数	構成比	年齢区分	職員数	構成比
20歳未満	0 人	0%	40～43歳	19 人	20.8%
20～23歳	6 人	6.6%	44～47歳	7 人	7.7%
24～27歳	7 人	7.7%	48～51歳	10 人	11.0%
28～31歳	7 人	7.7%	52～55歳	9 人	9.9%
32～35歳	8 人	8.8%	56～59歳	3 人	3.3%
36～39歳	15 人	16.5%	60歳以上	0 人	0%
計				91 人	100%

(7) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況【平成28年4月1日現在】

区 分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職員	284,800 円	343,500 円	39 歳

(8) 期末・勤勉手当、退職手当状況【平成 28 年度一般会計決算】

期末・勤勉手当			退職手当		
支給月	期末手当	勤勉手当	勤続年数	自己都合	勸奨・定年
6 月期	1.225 月分	0.800 月分	勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分
12 月期	1.375 月分	0.900 月分	勤続 25 年	29.145 月分	34.5825 月分
計	2.600 月分	1.700 月分	勤続 30 年	36.105 月分	42.4125 月分
職務の級等による加算措置あり (5~15%)			勤続 35 年	41.325 月分	49.59 月分
			最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
支給総額	120,458 千円		1 人当たり支給額		自己都合 応募・定年
1 人当たり支給額	1,324 千円				2,684 千円 0 千円

(注) 退職手当の 1 人当たり支給額は、平成 28 年度中の退職者に支給された平均額です。

(9) 管理職員特別勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、特殊勤務手当状況【平成 28 年度一般会計決算】

種 別	対象職員数	支給総額	1 人当たり支給額
管理職員特別勤務手当	3 人	18 千円	6 千円
時間外勤務手当	87 人	9,403 千円	108 千円
夜間勤務手当	69 人	12,212 千円	177 千円
休日勤務手当	69 人	12,314 千円	178 千円
特殊勤務手当	救急救命士手当	23 人	1,057 千円
	緊急消防援助隊派遣手当	0 人	0 千円

(10) その他の手当【平成 28 年度一般会計決算】

種 別	内容、支給単位	
扶養手当	配偶者	13,000 円
	子	6,500 円 (配偶者がいない場合の 1 人目は 11,000 円) (満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日後の最初の 3 月 31 日までの間にある子については 5,000 円加算する。)
	その他の扶養親族	6,500 円 (配偶者がいない場合の 1 人目は 11,000 円)
住居手当	借家・借間居住者	家賃月額に応じて最高 27,000 円
通勤手当	自動車等使用者	使用距離に応じて最高 31,600 円
管理職手当	管理・監督の地位にある職員	消防長 40,000 円、課長級 30,000 円 ※平成 28 年度は 100 分の 5 の減額措置。

(11) 特別職の報酬等の状況【平成 28 年 4 月 1 日現在】

区 分	報酬の年額	区 分	報酬の日額
管理者	6,000 円	情報公開・個人情報保護審査会委員	10,000 円
副管理者	5,000 円		
組合議員	5,000 円	行政不服審査会委員	10,000 円
監査委員（識見を有する者）	15,000 円		
監査委員（組合議員）	5,000 円		

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間等の状況【平成 28 年 4 月 1 日現在】

区 分	毎日勤務者	交替制勤務者
勤務時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 (7 時間 45 分)	午前 8 時 30 分～翌日午前 8 時 30 分 (15 時間 30 分)
休憩時間	正午～午後 1 時 00 分 (1 時間 00 分)	正午～午後 1 時 00 分 午後 6 時 00 分～午後 8 時 00 分 [仮眠①]午後 8 時 30 分～午前 2 時 00 分 [仮眠②]午前 2 時 00 分～午前 7 時 30 分 (8 時間 30 分)
週休日	土曜日・日曜日	4 週間につき 8 日
休 日	国民の祝日に関する法律（S23 法律第 178 号）に規定する休日 年末年始（12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日）	

(2) 休暇の種類【平成 28 年 4 月 1 日現在】

種 類	内 容
年次有給休暇	労働基準法第 39 条の規定に基づき与えられる有給による休暇です。 1 年につき最高 20 日間付与され、前年からの繰越分を含めると最高 40 日間となります。
病気休暇	負傷または疾病のために勤務することができない職員に対し、医師の証明等に基づき、最小限度必要と認められる期間、その治療に専念させる目的で設けられた有給の休暇です。
特別休暇	結婚、出産その他特別の事由により、職員が勤務しないことが相当である場合に認められる有給の休暇です。 (特別休暇の取得事由及び休暇日数は、次表のとおりです。)
介護休暇	配偶者、子、職員または配偶者の父母などの親族で、負傷、疾病または老齢により 2 週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における無給の休暇です。

【特別休暇の主な取得事由と休暇日数】

取得事由	休暇日数
選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間
裁判員、証人等として国会、裁判所等へ出頭する場合	必要と認められる期間
骨髄液を提供する場合	必要と認められる期間
自発的に報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合	暦年において5日の範囲内
結婚する場合	連続する5日の範囲内
6週間以内に出産予定である職員が申し出た場合	出産の日までの期間
職員が出産した場合	8週間までの期間
職員が妻の出産する場合	2日の範囲内
小学校就業前の子の看護をする場合	暦年において5日の範囲内
父母の追悼のための特別な行事を行う場合	1日の範囲内
親族が死亡した場合	連続する「親族関係に応じた日数」の範囲内
夏季休暇	7月～9月の期間内における5日の範囲内
地震等の災害により職員の現住居が損壊等した場合	連続する7日の範囲内
地震等の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難な場合	必要と認められる期間
地震等の災害において通勤途上の身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ない場合	必要と認められる期間

(3) 育児休業等取得者数【平成28年度】

育児休業取得者数	部分休業取得者数	計
0人	0人	0人

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

職員の分限処分及び懲戒処分の状況【平成28年度】

分限処分		懲戒処分	
休 職	2人	免 職	0人
降 任	0人	停 職	0人
免 職	0人	減 給	0人
		戒 告	0人

5 職員のサービスの状況

地方公務員法第 30 条は、サービスの根本基準として、「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。

また、次のような義務、禁止および制限事項が定められています。

地方公務員法が定めるサービス規程	
第 32 条	法令等及び上司の職務上の命令に従う義務 職員は、その職務の遂行に当たっては法令、条例等を遵守し、かつ(違法が明白な場合を除き)上司の命令に従わなければならない。
第 33 条	信用失墜行為の禁止 職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務するものであり、勤務時間外、職務外の行為であっても、法令順守義務の違反や特別区の信用を傷つけ、職員の職全体の不名誉となるような行為は禁止されている。
第 34 条	秘密を守る義務 「守秘義務」ともいわれ、秘密とは、一般に知らされていない事実であって、それを一般に知らせることが一定の利益侵害になると客観的に考えられるものを指す。 この義務に違反した場合は、懲戒処分に加え、刑罰が科されることがある。
第 35 条	職務に専念する義務 勤務時間中は職務に専念する義務があり職務に関係ないことをしてはならない。 この義務は年次有給休暇や研修など、法律または条令に特別の定めがある場合にのみ免除される。
第 36 条	政治的行為の制限 職員の政治的中立性を確保し、かつ、保証することによって、地方公共団体の行政の公正な運営を確保するとともに、職員が政治的行為を行わなかったことによって不利益な取り扱いを受けないことも保障される。
第 37 条	争議行為等の禁止 憲法第 28 条は、勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利を保障しているが、公務員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務するという特殊性に基づき、争議行為が禁止されている。
第 38 条	営利企業等の従事制限 職員が営利企業等に従事することは、職務の公正な執行をさまたげ、職務に専念する義務に悪影響を及ぼすおそれがある。 私企業経営、アルバイト等に従事することは、勤務時間の内外を問わず制限されている。 申し出によって任命権者の許可を受ければ、営利企業等に従事することができるようになる場合もある。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況【平成 28 年度】

(1) 研修の状況

区 分		研 修 名 等	受講者数
内 部	学校教育修了者による職員への伝達研修	救助課程、警防課程、指揮課程、火災調査課程	146 人
	三重県総合事務組合	給与実務研修、人事評価者研修、スリーステップ研修Ⅱ、法制執務研修等	25 人
外 部	三重県町村会	交通安全研修会、情報公開・個人情報保護制度にかかる研修会	6 人
	救急救命士病院研修	救急救命士就業前研修、気管内挿管フォローアップ研修、救急救命士再教育	29 人
	救急に関する研修	JPTEC プロバイダーコース、MCLS コース、PSLS コース、PCEC コース、三重メディカルラリー、三重県 ICLS 指導者養成ワークショップ、救急コ・メディカルセミナー	24 人
	その他の研修	高圧ガス講習会、違反是正研修会、公会計実務研修会、テロ対策三重パートナーシップ推進会議合同研修会、地域別防災医療コーディネータ研修等	35 人
学 校 教 育 等	三重県消防学校	初級幹部科、中級幹部科、警防科、救助科、予防査察科、危険物科、救急救命士処置拡大講習、ビデオ喉頭鏡気管挿管追加講習	17 人
	救急救命士研修所	救急救命東京研修所	1 人

(2) 勤務成績の評定の概要

紀勢地区広域消防組合職員の人事評価実施規程（平成 28 年訓令第 2 号）に基づき実施しています。

項 目	内 容	
目 的	職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を公正に把握することで、職員の主体的な職務の遂行及びより高い能力を持った公務員の育成を行うとともに、能力・実績に基づく人事管理を行うことにより、組織全体の士気高揚を促し、公務能率の向上につなげ、最終的には住民サービス向上の土台をつくることを目的としている	
評価方法	能力評価	評価項目ごとに定める着眼点に基づき、職務遂行の過程において発揮された職員の能力を客観的に評価することをいう。
	業績評価	職員があらかじめ設定した業務目標の達成度その他設定目標以外の取組により、その業務上の業績を客観的に評価することをいう。
評価期間	毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで	
対 象 者	全職員（派遣職員を除く。） 平成 28 年度実施者数：89 人	

7 職員の福祉及び利益の保護の状況【平成 28 年度】

(1) 共済組合負担金

地方公務員等共済組合法に基づく三重県市町村職員共済組合に対する負担金)

金額	1人当たりの負担額
100,795 千円	1,108 千円

(2) 安全衛生管理体制

職員の安全と健康を維持し、快適な職場環境の保持と増進を促進するため、紀勢地区広域消防組合職員安全衛生管理規程（平成 27 年訓令第 4 号）に基づき、総括安全衛生管理者を組織の長とする安全衛生管理体制を整備しています。

健康診断	受診者数	感染症予防	接種者数
定期健康診断	37 人	インフルエンザ予防接種	87 人
人間ドック	54 人	B 型肝炎ワクチン接種	9 人
深夜業務健康診断	71 人	その他ワクチン接種	0 人

(3) 職員の災害補償

公務災害認定件数								
負傷				疾病				合計
自己職務遂行中	出張中	その他	計	公務上の負傷に起因する疾患	職業病	その他公務起因性の明らかな疾病	計	
0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 件

通勤災害認定件数		
出勤途上	退勤途上	合計
0 人	0 人	0 人

地方公務員災害補償法（S42 法律第 121 号） に基づく地方公務員災害補償基金負担金
1,007 千円

8 公平委員会の業務の状況【平成 28 年度】

勤務条件に関する措置要求件数	不利益処分に関する不服申立ての状況	合計
0 件	0 件	0 件